

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2024年9月24日付第1292号

モスクワ

2022年4月11日付ロシア連邦政府決定第635号の改正について

ロシア連邦政府は以下を **決定する**：

2022年4月11日付ロシア連邦政府決定第635号「2022年4月1日付ロシア連邦大統領令第179号「特定の外国債権者に対する輸送分野における財政的義務の暫定的な履行手順について」第1および第2項に定める義務の履行手順について」（ロシア連邦法令集、2022、No.16、掲載番号2677；No.36、掲載番号6234；2023、No.1、掲載番号298）への、ここに添付する変更を承認する。。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2024年 9 月24日付
ロシア連邦政府決定第1292号により
承認

2022年 4 月11日付ロシア連邦政府決定第635号への
変更

1. 第 1 項文中の「2024年」という文言を「2030年」という文言に差し替える。

2. 「航空機、補助動力装置、航空エンジンの購入、賃借、リースについて定める契約実行に際しての、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）であり、事業体である者に対する、賃借料、リース料及びその他の料金の支払い義務の、2022年 4 月 1 日付ロシア連邦大統領令第179号「特定の外国債権者に対する輸送分野における財政的義務の暫定的な履行手順について」第 2 項「a」号に定める場合における、2022～2024年における履行規則」の名称および第 1 項の「2024年」という文言を「2030年」という文言に差し替える。

3. 「航空機、補助動力装置、航空エンジンの購入、賃借、リースについて定める契約実行に際しての、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）であり、事業体である者に対する、賃借料、リース料及びその他の料金の支払い義務の、2022年 4 月 1 日付ロシア連邦大統領令第179号「特定の外国債権者に対する輸送分野における財政的義務の暫定的な履行手順について」第 2 項「b」号に定める場合における、2022年における履行規則」の名称および第 1 項の「2024年」という文言を「2030年」という文言に差し替える。